

第4編 地区ガバナー補佐任命手続規定

(ガバナー補佐の任命) **章典 17.030.1.より**

第1条 ガバナー補佐は、ガバナーエレクトにより任命され、担当するクラブ（以下「クラブ」という）の運営に関してガバナーを補佐し、クラブの属する分母が発展するよう意欲を引き出し、支援する責務を負う。

(ガバナー補佐の任務)

第2条 ガバナー補佐の任務は、「章典 17.030.1.」の通りであるが、とりわけ重要な具体的任務は、次の通りである。

- (1) ロータリ一年度の開始前にクラブ会長エレクトと会合を持ち、当該クラブの目標、クラブ・リーダーシップ・プラン、その他クラブの管理運営について討議する。
- (2) 地区とクラブの間に立って、様々な連絡調整を行う。
- (3) クラブの管理運営に関し、必要に応じて提案し助言する。
- (4) ガバナー公式訪問に際して開かれるクラブ協議会に出席する。
- (5) 地区大会に出席し、又必要に応じて地区的活動や行事に参加する。
- (6) 会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席する。
- (7) ガバナーエレクトの要請により、次期ガバナー補佐及び次期委員会委員を推薦する。

(ガバナー補佐の選考基準)

第3条 ガバナー補佐の選考基準は、「章典 17.030.1.」を基本とし以下の通りとする。

- (1) 少なくとも 3 年間、地区内のクラブの正会員として会員の義務を果たしていること。
- (2) 丸 1 年間、クラブ会長を務めた経験があること。又は少なくとも 6 カ月間、創立会長を務めた経験があること。
- (3) クラブ、地区、ロータリーに関する知識を有すること（方針やロータリーのオンラインツールに関する知識を含む）。
- (4) リーダーシップのスキルと資質（聞く力、コミュニケーション、モチベーション、親しみやすさ、高潔さ、率先力等）を示していること。
- (5) 地区行事に定期的に参加していること。
- (6) 地区主催の RLI 研修の履修者であること。

(分区からの推薦)

第4条 ガバナーエレクトは、現ガバナー補佐を通して、当該分区のクラブに對して次期ガバナー補佐候補者の推薦を要請する。

- 2 現ガバナー補佐は、分区內クラブの会長の意見を予め聽取し、当該分区のパストガバナー及びパストガバナー補佐と協議の上、候補者をガバナーエレクトに推薦する。その際、パストガバナーをガバナー補佐に推薦することは奨励されない。
- 3 次期ガバナー補佐候補者の推薦の時期は、就任前々年度末日の6月30日までとする。

(ガバナー補佐候補者の選任)

第5条 ガバナーエレクトは、推薦された候補者の中から諮問委員会の意見を参考にして、次期ガバナー補佐候補者を選任する。

(研修及び任命)

- 第6条 ガバナーエレクトは、地区研修委員会の協力を得て、次期ガバナー補佐候補者に対し、ガバナー補佐に必要な研修セミナーを実施する。研修セミナーは、少なくとも3回実施し、研修終了後、修了証を交付する。
- 2 次期ガバナー補佐は、7月1日をもって、ガバナーよりガバナー補佐に任命される。

(ガバナー補佐の解任)

第7条 ガバナーは、ガバナー補佐がその任務と責任を忠実に遂行できないと信じる十分な理由があるときには、その職から解任することができる。但し、通告から30日以内にガバナーを納得させる釈明ができた場合は、この限りではない。

(ガバナー補佐の任期)

第8条 ガバナー補佐の任期は、任命したガバナーの任期年度の1年間とする。但し、必要があれば1年の任期を最長3期務めることができる。

(分区幹事)

第9条 ガバナー補佐は、RIの役職者ではないが、自己責任で、その任務遂行の補助者として分区幹事を任命することができる。但し、分区幹事は地区組織図及び地区名簿には、連絡の便宜上掲載する。

(付 則)

1. 本編の規定は、2010年7月1日より施行する。
2. 本編の規定は、2014年7月1日より施行する。
3. 本編の規定は、2017年7月1日より改正施行する。

※ 以上は、全面改正前の本編の改正経過である。